

中城北中城消防組合消防庁舎建設事業
提案募集要項

令和 4 年 9 月
中城北中城消防組合

I 概要

1. 事業名

中城北中城消防組合消防庁舎建設事業

2. 発注者

中城北中城消防組合（以下、「消防組合」という。）

【担当部局】

中城北中城消防本部 総務課 比嘉

〒901-2314 沖縄県中頭郡北中城村字大城 404 番地

電 話：098-935-4748 F A X：098-935-3489

電子メール：nakakita.fd.sou@woody.ocn.ne.jp

3. 事業の目的

本消防組合の消防庁舎は、昭和 55 年 3 月に建築され、築 40 年以上が経過し、昭和 56 年施行の新耐震設計基準にも対応していないことから、平成 29 年 4 月に行われた耐震診断の結果において大規模地震が発生した場合には、消防庁舎が災害時の応急対策拠点として機能しないおそれがあると診断されたことから、新しい施設の整備は早急に取り組まなければならない重要な課題です。

本プロポーザルは、施設整備に係る設計及び施工を一括して発注するための優先交渉権者を選定するにあたり、施設整備に係る工期の短縮と事業費の縮減を行なうため、事業者の高い技術力及び豊富な経験を公募により選定するために実施します。

4. 事業の内容

本公募により提案が採用された応募者は、その提案に基づき、施設の設計・建設（旧庁舎解体含）・法定点検を行う。

5. 業務の範囲

応募者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 設計及びその関連業務
- (2) 建設（旧庁舎解体含）及びその関連業務
- (3) 工事監理業務
- (4) 官庁その他への手続き及び関連業務
- (5) 各種法定点検

6. 募集方法

公募型プロポーザル方式によるものとする。

7. 募集提案内容

事業契約にあたって、次の項目について提案を募集する。

- (1) 設計・建設の計画案
- (2) 事業費

8. 施設の引渡し

令和8年3月末までに施設を設計、建設（解体含）し、消防組合に引渡す。

9. 事業の基本条件

(1) スケジュール

事業者選定	令和4年9月20日から令和4年11月10日
事業公告	令和4年9月20日
募集要項等の配布	令和4年9月20日から令和4年9月28日
意思表示提出に関する質疑受付	令和4年9月20日から令和4年9月22日
意思表示提出に関する回答	令和4年9月26日
意思表示書の受付	令和4年9月20日から令和4年9月28日
資格審査結果通知	令和4年9月30日
技術提案書に関する質疑受付	令和4年10月3日から令和4年10月12日
技術提案書に関する回答	令和4年10月14日
技術提案書の受付	令和4年10月24日から令和4年10月31日
プレゼンテーション	令和4年11月7日
選定結果の発表	令和4年11月10日
基本協定書締結	令和4年11月24日
設計業務	基本協定書締結翌日から令和5年6月初旬
事業契約	令和5年3月下旬
建設業務	令和5年6月以降から令和8年3月下旬

(2) 施設の所有権

施設の所有権は建物完成時に消防組合へ移転する。

(3) 施設整備内容

施設整備の詳細については、「資料1 施設整備概要書」を参照とする。

(4) 事業費の支払い

事業費は引渡し翌月からの20年間の毎月分割支払いを基本とし、事業者は月末までに請求し、発注者は翌月末日までに支払うものとする。

(5) 事業費の総額について

20年間の事業費の総額は¥1,894,100,000-（税込）を上限とする。

(6) 官庁諸手続き

事業に関する各種申請、届出に要する費用は全て事業者の負担とする。

(7) リスク分担

リスク分担については、「IVリスク分担表」を参照すること。定めのないリスクについては、双方の協議により定めるものとする。

(8) 村内または県内企業の活用

協力または下請け企業として、北中城村または中城村の企業を選定すること。ただし村内企業の選定が困難であれば県内企業も可とする。

(9) 設備の移設及び整備等

建設に伴う業務として、既存の指令機器や備品、ネットワークの移設工事、気象観測装置及び電話設備新設（既存庁舎同等以上のもの）を含む。該当の備品や指令機器の専門業者と詳細については、協議しながら事業を進めること。

10. 敷地の概要

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 所在地 | 沖縄県中頭郡北中城村字大城 404 番地 |
| (2) 敷地面積 | 5,668 m ² |
| (3) 土地の所有者 | 中城北中城消防組合 |
| (4) 建設場所 | 「資料 2 敷地の概要及び地盤の状況」による |
| (5) 地盤の状況 | 「資料 2 敷地の概要及び地盤の状況」による |

II 応募者の募集及び選定のスケジュール

1. 意思表明書の提出

日時：令和 4 年 9 月 28 日（水）17 時まで

場所：中城北中城消防本部 総務課

方法：持参にて提出すること

※応募資格審査結果通知 令和 4 年 9 月 30 日（金）

2. 質問書の提出

意思表明書提出に関する質疑 令和 4 年 9 月 22 日（木）17 時まで

意思表明書提出に関する回答 令和 4 年 9 月 26 日（月）

技術提案書提出に関する質疑 令和 4 年 10 月 12 日（水）17 時まで

技術提案書提出に関する回答 令和 4 年 10 月 14 日（金）

質問は、文書（別紙様式 1）により行うものとし、持参、郵送、電送、又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。

（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

3. 提案書の提出

日時：令和 4 年 10 月 31 日（月）17 時まで

場所：中城北中城消防本部 総務課

方法：持参にて提出すること

4. プレゼンテーションの日時

(1) 日 時：令和 4 年 11 月 7 日（月）※時間については後日連絡する。

(2) 場 所：中城北中城消防本部 2 階会議室

(3) 出席者：配置予定技術者を含め、8 名以内とする。

(4) 持参品：スライドの紙ベース資料 8 部、ノートパソコン。

(5) 実施方法：パワーポイントによって行う。プロジェクターとスクリーンは消防組合にて用意する。

(6) 所要時間：各事業者 50 分（説明 30 分、質疑応答 20 分）

5. 審査結果について

審査は提案内容を総合的に審査し、最も優れていると考えられる提案を選定する。

6. 審査結果の公表

日時：令和4年11月10日（木）

審査の結果は、すべての事業者に対して文書にて通知する。なお、審査結果に対する異議等は一切受け付けない。

7. 契約等について

選定事業者とは協定書を締結し、詳細の協議を行なった後、事業契約書を締結する。

III 応募条件等

1. 応募資格

- (1) 代表となる企業は沖縄県内に本店・支店または営業所を有する者であり、かつ過去10年間にPPP/PFI事業による代表企業実績が3件あること。
- (2) 設計・工事監理企業は建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行なっている者であり、かつ沖縄県内に本社及び支店を置く者であること。
- (3) 建設企業は建設業法第3条第1項の規定に基づく、建築一式工事において、特定建設業の許可を受けている者であり、かつ沖縄県内に本社及び支店を置く者であること。
- (4) 応募企業は過去10年間に契約の相手方が官公庁で1,000㎡以上の行政施設のうち一般行政施設または特殊行政施設の設計及び建設工事实績が3件あること。また、上記PPP/PFI事業において業務として設計及び建設工事の実績がある場合は兼用できるものとする。
- (5) 次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 参加表明書の提出期日において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく中城村及び北中城村の入札参加制限を受けていない者であること。

イ 参加表明書の提出期日以前3ヶ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実がない者。又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者であること。

ウ 会社更生法に基づき更正手続きの開始申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。

エ 直近営業年度の法人税、法人住民税を滞納していない者であること。

2. 意思の表明

応募者は、あらかじめ「提案書の提出意思表明書」（別紙様式2）を提出することとし、次の書類を添付すること。

- (1) 会社案内
- (2) 財務諸表（直近1年分）

- (3) 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近1年分）
- (4) PPP/PFI 事業の代表企業実績（別紙様式3）
- (5) 設計の実績（別紙様式4）
- (6) 建設工事の実績（別紙様式5）
- (7) 設計者及び工事監理者の体制（別紙様式6）

3. 応募に関する留意事項

- (1) 提案に必要な費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募者は、1つの提案しかできない。
- (3) 提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円に限る。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- (5) 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合は提案書を無効とする。
- (6) 提案書に記載した設計者及び工事監理者は原則として変更できない。
ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合、又は提案書による協力企業等に同等以上の資格と経験を有する技術者をもって配置する場合、あらかじめ消防組合の承諾を得れば、この限りではない。
- (7) 全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語を使用せず、平易な表現で記載すること。
- (8) 提案書は返却しない。なお、提案書は応募者に無断で使用しない。

IV 提案について

1. 提出書類

提案は次に上げる書類をもって行なうものとする。

(1) 提案書

設計・建設及び事業計画に対する考え方

ア 設計にあたっての基本的な考え方

イ 建設にあたっての考え方

ウ 維持管理に対する考え方

エ その他

※任意書式とし、A4縦8枚程度にまとめることとする。

- (2) PPP/PFI 事業の代表企業実績（別紙様式3）
- (3) 設計の実績（設計・工事監理企業）（別紙様式4）
契約の相手方が官公庁で1,000㎡以上の施設の完成実績であること。
- (4) 建設工事の実績（建設企業）（別紙様式5）
契約の相手方が官公庁で1,000㎡以上の施設の完成実績であること。
- (5) 設計者及び工事監理者の体制（別紙様式6）
- (6) 施設計画図
施設計画に対する考え方、レイアウト、ゾーニング等
 - ・施設配置図
 - ・施設平面図

- ・施設立面図
- ・施設断面図
- ・施設概要書
- ・外観パース

※図面は上記の各図を A3 で 10 枚程度とする。

- (7) 施工工程計画表 (別紙様式 7)
- (8) 事業費の見積書・内訳書 (別紙様式 8)

2. 提出方法

- (1) 提出部数は 8 部 (正本 1 部、副本 7 部) 持参すること。
事業費の見積書・内訳書 (別紙様式 8) は、原本のみ添付すること。
- (2) 図面は A3 横 (左ホッチキス綴じ) とする。
実績、計画表、見積書は A4 縦とする。

V 審査について

1. 審査

審査は、提案内容を総合的に審査し、最も優れている提案を選定する。

2. 審査結果の公表

審査の結果については、結果を文書で通知する。